

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年7月20日提出

【ファンド名】 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース
アジア・ウェイブ マネープールファンド

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 修一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 坂本 久

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03-3277-1800

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース、韓国ウォンコース、中国元コース、豪ドルコース、通貨バスケットコース、アジア・ウェイブ マネープールファンド（以下「ファンド」といいます。）につき、ファンドの主要な関係法人の異動が決定されたため、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第24条の5第4項に基づく「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）第29条第2項第2号の規定に従い本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

ファンドの発行者である「新光投信株式会社」は、平成28年7月13日の取締役会において、「みずほ投信投資顧問株式会社」および「D I A Mアセットマネジメント株式会社」、「みずほ信託銀行株式会社」の資産運用部門との統合を行うこと（以下「本統合」といいます。）を決議し、同日付けで統合契約書を締結しましたので、以下の報告をいたします。

なお、本統合につきましては次の手順で行います。

平成28年10月1日（予定）を効力発生日として、まず「みずほ投信投資顧問株式会社」を吸収合併存続会社、「新光投信株式会社」を吸収合併消滅会社とする合併を行った上で、「みずほ信託銀行株式会社」を吸収分割会社、吸収合併後の「みずほ投信投資顧問株式会社」を吸収分割承継会社とし、同社がみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割を行い、その後、「D I A Mアセットマネジメント株式会社」を吸収合併存続会社、「みずほ投信投資顧問株式会社」を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

（イ）当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

主要な関係法人の名称

主要な関係法人となる法人の名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社（平成28年10月1日より、アセットマネジメントOne株式会社（予定））

主要な関係法人でなくなる法人の名称：新光投信株式会社

「新光投信株式会社」は吸収合併消滅会社として「みずほ投信投資顧問株式会社」に吸収合併され、その上で「D I A Mアセットマネジメント株式会社」が吸収合併存続会社として「みずほ投信投資顧問株式会社」を吸収合併いたします。

資本金の額

D I A Mアセットマネジメント株式会社 20億円（平成28年3月31日現在）

みずほ投信投資顧問株式会社 20億4,560万円（平成28年3月31日現在）

新光投信株式会社 45億2,430万円（平成28年3月31日現在）

関係業務の概要

D I A Mアセットマネジメント株式会社：

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

新光投信株式会社：

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

（口）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本統合により、「D I A Mアセットマネジメント株式会社」が吸収合併存続会社、「新光投信株式会社」が吸収合併消滅会社となるため。

「新光投信株式会社」は吸収合併消滅会社として「みずほ投信投資顧問株式会社」に吸収合併され、その上で「D I A Mアセットマネジメント株式会社」が吸収合併存続会社として「みずほ投信投資顧問株式会社」を吸収合併いたします。

異動の年月日

平成28年10月1日（予定）